

令和7年度墨田区議会定例会2月議会提出予定案件（追加）

〈条例〉

1 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

1 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、特別区民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長するとともに、軽自動車税の環境性能割を廃止するほか、所要の改正をする。

(2) 内容及び施行期日

項 目		改 正 案	施 行 期 日
特別区民税	住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長	住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年間延長し、令和12年12月31日までに居住の用に供したものを対象とする。	令和9年1月1日
軽自動車税	軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う改正	軽自動車税の環境性能割を廃止することに伴い、当該環境性能割に係る規定を削るほか、軽自動車税の種別割の名称を「軽自動車税」に改める。	本年4月1日